

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年7月1日 06時20分ごろ
発生場所	青森県むつ市宿野部漁港から南南東方沖 陸奥黒埼灯台から真方位253° 5.3海里付近 (概位 北緯41° 09.5′ 東経140° 56.7′)
事故の概要	漁船和光丸は、ほたて養殖施設の吊上げ作業中、甲板員が吊上げ用のフックに当たり負傷した。
事故調査の経過	平成28年7月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 和光丸、4.4トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-33038（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、ほたて養殖施設の吊上げ作業中、養殖かごが取り付けられたロープ（以下「本件ロープ」という。）に掛けていた吊上げ用の金属製フック（以下「本件フック」という。）が変形し、本件ロープから外れ、本件フックが付近にいた甲板員Aの左腕に当たり、甲板員Aが負傷した。 甲板員Aは、病院に搬送され、左前腕部挫創と診断された。
分析	本船は、ほたて養殖施設の吊上げ作業中、本件ロープに掛けていた本件フックが変形したことから、本件ロープから外れた本件フックが甲板員Aの左腕に当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、ほたて養殖施設の吊上げ作業中、本件ロープに掛けていた本件フックが変形したため、本件ロープから外れた本件フックが甲板員Aの左腕に当たったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・重量物の吊上げ作業にフックを用いる場合は、その許容荷重を十分に考慮したものを使用すること。